

もんじゅ廃止措置 審査資料	
資料番号	保安規定第4、5条 改0
提出年月日	2022年8月24日

高速増殖原型炉もんじゅ
保安規定変更認可申請書 保安管理組織の変更

令和4年8月24日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

1. はじめに
2. 第2段階に向けた組織体制の見直し
3. 組織体制見直しに伴う業務移管について

1. はじめに

本資料は、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置第2段階に向けた組織体制の見直しについて、組織設計の考え方、変更後の組織体制及び職務、業務の網羅性等について説明する。

2. 第2段階に向けた組織体制の見直し

(1) 組織設計の考え方

廃止措置に移行し、2次ナトリウム系は全ドレンしたが、第1段階の燃料体取出し期間中は、1次ナトリウム系など維持すべき機能、それに伴う点検が多いことから、保全を中心とした組織体制を維持した上で、保全の合理化に取り組んできた。

第2段階においては、その前半にしゃへい体等取出し作業の完了及び、水・蒸気系等発電設備の解体への着手、後半にはナトリウムの搬出を行う計画であり、ナトリウム機器解体に向けた準備についても順次本格化させる。

このことから、今後、順次本格化する解体作業、廃棄物処理にさらに要員を振り分けることを念頭に置き、先行して廃止措置を進めている「ふげん」を参考に、廃止措置現場作業に取り組む組織体制を改編し、組織及び業務の統合を行うこととした。

(2) 組織体制の変更内容及び変更後の職務

組織体制の見直しについて、変更前後の組織、業務移管の概要、組織体制変更後の各組織の職務を別図に示す。

3. 組織体制見直しに伴う業務移管について

組織体制を変更するにあたり、必要な業務が新組織に適切に引継ぎされているかの観点で、高速増殖原型炉もんじゅ保安規定の各条における変更前後の業務所管を整理した。確認の結果、新規に追加した条項及び組織体制の見直しに伴い業務移管が発生する条項について、抜けなく新組織に移管されていることを確認した。(添付資料)

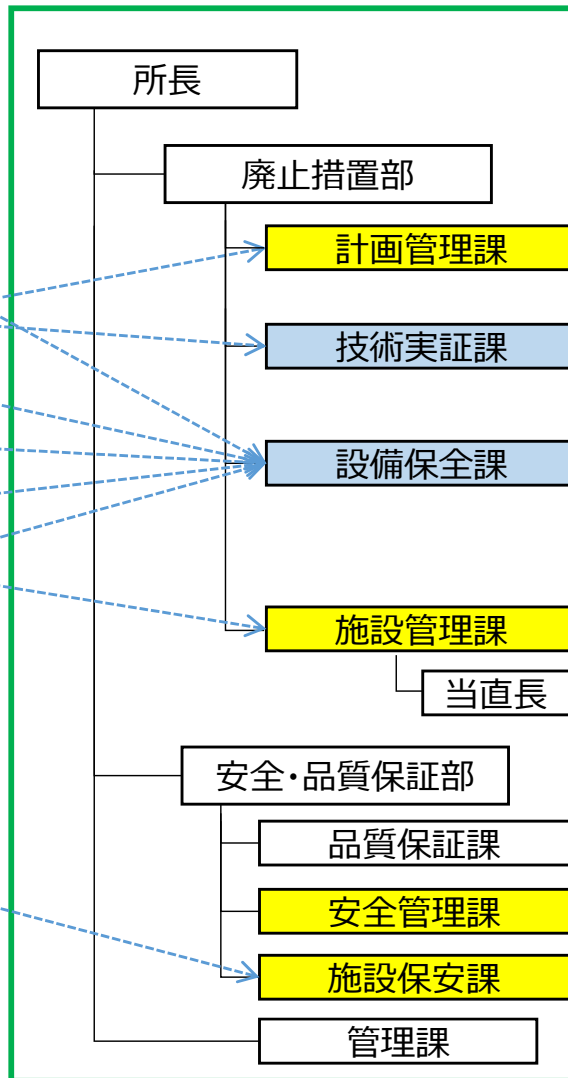
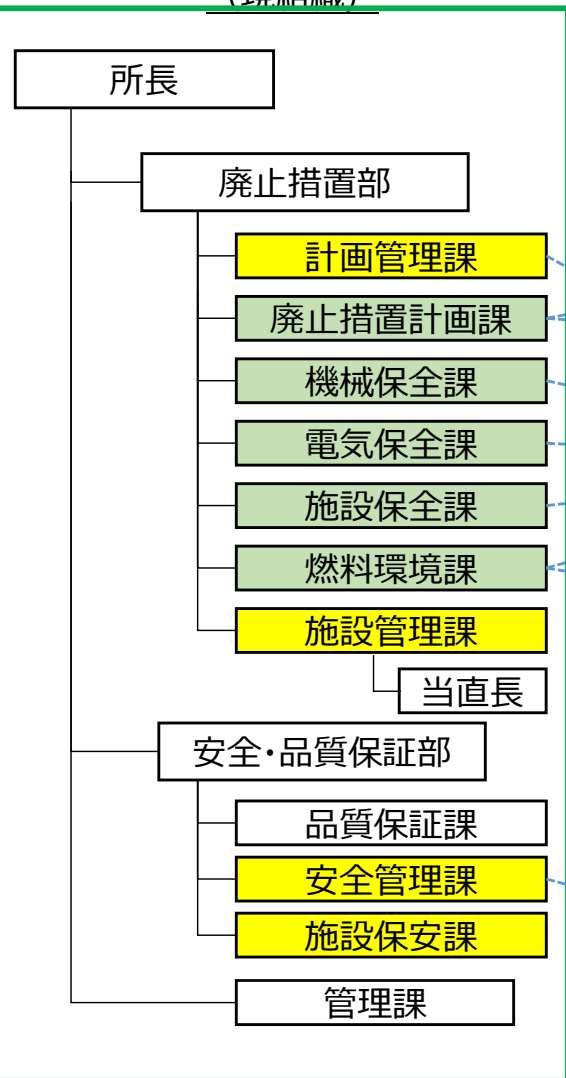
以上

<< 高速増殖原型炉もんじゅ >>

(現組織)

(新組織)

(職務)



原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保安教育に関する業務を行う。 (廃止措置計画に係る計画管理を廃止措置計画課から移管。)

原子炉施設の廃止措置に係る工事、調査、研究及び開発に関する業務を行う。 (第2段階以降、解体工事管理やナトリウム機器の解体技術開発等)

原子炉施設の施設管理 (安全管理課長の所管設備を除く。) に関する業務を行う。 (保守の計画及び管理、保全計画の管理を計画管理課から移管。燃料取扱設備・廃棄物処理設備・機械設備・電気設備・建屋等設備の施設管理業務を統合・再編。)

原子炉施設の運用管理、燃料取扱作業、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 (燃料体取出し終了に伴い、燃料環境課を廃止し、しゃへい体等取出し操作業務と廃棄物管理に係る業務を施設管理課に統合。)

放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理に関する業務を行う。

燃料の輸送、しゃへい体等の管理及び燃料管理 (施設管理課長の所管業務を除く。) 及び危機管理に関する業務を行う。 (しゃへい体等及び燃料管理業務を安全管理課から移管。)

廃止する組織

業務を変更する組織

新設する組織

保安規定各条における業務所掌課の整理

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第1条（目的）	—	—
第2条（基本方針）	—	—
第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）	—	—
第3条（品質マネジメントシステム） 1.～8.2.3 8.2.4 8.3～8.5.3	— 品質保証課 —	— （変更なし） —
第4条（保安に関する組織）	—	—
第5条（職務）	—	—
第7条（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等）	—	—
第7条の2（敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等）	—	—
第8条（もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等）	—	—
第9条（原子炉主任技術者の選任） →（廃止措置主任者の選任）	—	—
第10条（原子炉主任技術者の職務） →（廃止措置主任者の職務）	—	—
第13条（構成及び定義） 第1項→削除 第2項～第3項→第1項～第2項	— —	— —
第14条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置） 第1項 第2項（新規追加）	施設管理課 —	（変更なし） 施設管理課
第15条（原子炉施設の運転員の確保）	施設管理課	（変更なし）
第15条の2（施設運用管理業務） 第1項 (1)～(2)	施設管理課	（変更なし）

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
(3)	施設管理課、関係課（機械保全課、電気保全課、燃料環境課、施設保全課、安全管理課、施設保安課）	施設管理課、関係課（設備保全課、安全管理課、施設保安課）
第16条（巡視点検）→（巡視）	施設管理課	（変更なし）
第17条（手順の作成）	施設管理課	（変更なし）
第18条（引継）	施設管理課	（変更なし）
第24条（地震・火災等発生時の対応）		
第1項～第2項	施設管理課	（変更なし）
第3項		
(1)	施設保安課	（変更なし）
(2)	—	—
(3)～(4)	施設保安課	（変更なし）
(5)	施設管理課	（変更なし）
(6)	安全管理課、施設保安課、管理課、施設管理課	（変更なし）
(7)	施設保安課	（変更なし）
第4項～第5項	施設管理課	（変更なし）
第24条の2（電源機能喪失時等の体制の整備）		
第1項	施設保安課	（変更なし）
第2項	関係課（機械保全課、電気保全課、施設管理課、施設保安課）	関係課（設備保全課、施設管理課、施設保安課）
第3項	関係課（機械保全課、電気保全課、施設保全課、施設管理課、施設保安課、安全管理課、管理課）	関係課（設備保全課、施設管理課、施設保安課、安全管理課、管理課）
第4項	施設保安課、関係課（機械保全課、電気保全課、施設保全課、施設管理課、施設保安課、安全管理課、管理課）	施設保安課、関係課（設備保全課、施設管理課、施設保安課、安全管理課、管理課）

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第25条（ナトリウム純度管理） →削除	施設管理課	（削除）
第26条（炉外燃料貯蔵槽室等の 酸素濃度）→削除 第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— （削除）
第27条（警報装置）→削除 第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— （削除）
第33条（計測及び制御設備）→ 削除 第1項 第2項 第3項	— 関係課（電気保全課）、施 設管理課 施設管理課	— （削除） （削除）
第34条（ナトリウムの漏えい監 視）→削除 第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— （削除）
第38条（原子炉容器のナトリウ ム液位及び温度）→削除 第1項 第2項 第3項	— 施設管理課 施設管理課、燃料環境課	（削除） （削除） （削除）
第43条（外部電源）→削除 第1項 第2項 第3項	— 施設管理課 施設管理課、燃料環境課	— （削除） （削除）
第45条（非常用交流電源）→削 除 第1項 第2項 第3項	— 電気保全課、施設管理課 施設管理課、燃料環境課	— （削除） （削除）
第46条（ディーゼル燃料油、潤 滑油及び起動用空気）→削除		

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— (削除)
第48条（非常用直流電源）→削除 第1項 第2項 第3項	— 電気保全課、施設管理課 施設管理課、燃料環境課	— (削除) (削除)
第50条（所内非常用母線）→削除 第1項 第2項 第3項	— 施設管理課 施設管理課、燃料環境課	— (削除) (削除)
第56条（1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度）→削除 第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— (削除)
第60条（炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温）→（燃料池の水位及び水温） 第1項 第2項 第3項	— 施設管理課 施設管理課、燃料環境課	— (変更なし) 施設管理課
第61条（施設運用上の基準の確認）	施設管理課、関係課（施設管理課、電気保全課）	施設管理課、関係課（施設管理課、設備保全課）
第62条（施設運用上の基準を満足しない場合） 第1項 第2項 第3項 第4項	施設管理課、関係課（施設管理課、電気保全課） 施設管理課、関係課（施設管理課） 施設管理課、関係課（電気保全課） 施設管理課、関係課（施設管理課、燃料環境課）	施設管理課、関係課（施設管理課、設備保全課） (変更なし) 施設管理課、関係課（設備保全課） 施設管理課、関係課（施設管理課）

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第5項	施設管理課、関係課（施設管理課、電気保全課）	施設管理課、関係課（施設管理課、設備保全課）
第63条（施設運用上の基準を満足しない場合の措置）		
第1項	施設管理課、関係課（施設管理課、燃料環境課）	施設管理課、関係課（施設管理課）
第2項	施設管理課、関係課（施設管理課、電気保全課）	施設管理課、関係課（施設管理課、設備保全課）
第3項	施設管理課、関係課（施設管理課、燃料環境課）	施設管理課、関係課（施設管理課）
第4項	—	—
第64条（施設運用上の基準に関する記録）		
第1項→削除	施設管理課	（削除）
第2項→第1項	施設管理課、関係課（機械保全課、電気保全課、施設保全課、燃料環境課、安全管理課）	施設管理課、関係課（設備保全課、安全管理課）
第3項→第2項	施設管理課、関係課（施設管理課、電気保全課）	施設管理課、（施設管理課、設備保全課）
第65条（異常時の基本的な対応）		
第1項～第2項	施設管理課	（変更なし）
第3項	施設管理課、関係課（機械保全課、電気保全課、施設保全課、燃料環境課、安全管理課）	施設管理課、関係課（設備保全課、安全管理課）
第4項	施設管理課	（変更なし）
第66条（異常時の措置）	施設管理課	（変更なし）
第67条（異常収束後の措置）	施設管理課	（変更なし）
第67条の2（工事の計画及び実施）	各課	（変更なし）
第67条の3（工事完了の報告）	各課	（変更なし）
第67条の4（廃止措置計画の実施工程管理）		
第1項		

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
(1)～(2) (3)～(5) 第2項	計画管理課 — —	(変更なし) — —
第67条の6（定義）	—	—
第68条（新燃料の運搬） 第1項 第2項 (1)～(6) (7)→第3項 第3項～第4項→第4項～第5項	燃料環境課 安全管理課 安全管理課 施設保安課	施設管理課 施設保安課 (変更なし) (変更なし)
第70条（新燃料の貯蔵） 第1項 (1) (2) (3) (4) 第2項 第3項	燃料環境課 安全管理課 燃料環境課 安全管理課 燃料環境課 安全管理課	施設管理課 施設保安課 施設管理課 施設保安課 施設管理課 施設保安課
第71条（炉心構成要素等取替作業）→削除 第1項 第2項 第3項 第4項～第5項 第6項 第7項～第8項 第9項 第10項 第11項 第12項	— 安全管理課 施設管理課、燃料環境課、 安全管理課 安全管理課 燃料環境課 施設管理課、燃料環境課 施設管理課、燃料環境課、 安全管理課 安全管理課 燃料環境課 安全管理課	— (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
第71条の2（燃料処理・貯蔵作業）→削除		

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第1項	—	—
第2項	安全管理課	(削除)
第3項	施設管理課、燃料環境課、安全管理課	(削除)
第4項～第5項	安全管理課	(削除)
第6項	燃料環境課	(削除)
第7項～第8項	施設管理課、燃料環境課	(削除)
第9項	施設管理課、燃料環境課、安全管理課	(削除)
第10項	安全管理課	(削除)
第11項	燃料環境課	(削除)
第12項	安全管理課	(削除)
第72条（照射済燃料等の貯蔵） →（使用済燃料等の貯蔵）	燃料環境課	施設管理課
第73条（破損のおそれのある燃料の検査）→削除		
第1項～第2項	安全管理課	(削除)
第3項	燃料環境課	(削除)
第73条の2（炉心構成要素の性能維持確認）→削除	安全管理課	(削除)
第74条（使用済燃料の運搬）		
第1項	燃料環境課	施設管理課
第2項		
(1)～(6)	安全管理課	施設保安課
(7)→第3項	安全管理課	(変更なし)
第3項～第4項→第4項～第5項	施設保安課	(変更なし)
第5項→第6項	安全管理課	施設保安課
第74条の2（基本方針）	—	—
第75条（放射性固体廃棄物の管理）		
第1項		
(1)	施設管理課、燃料環境課	施設管理課
(2)	燃料環境課	施設管理課
(3)	機械保全課、電気保全課、	設備保全課、施設管理課

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
(4) (5) (6) 第2項～第3項 第4項～第6項 第7項 第8項 第9項～第10項	燃料環境課 燃料環境課 安全管理課、機械保全課、 電気保全課、燃料環境課 各課、燃料環境課 各課 燃料環境課 各課 安全管理課 燃料環境課	設備保全課、施設管理課 施設保安課、設備保全課、 施設管理課 各課、施設管理課 (変更なし) 施設管理課 (変更なし) (変更なし) 施設管理課
第75条の2（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第1項 第2項	安全管理課 各課	(変更なし) (変更なし)
第76条（放射性液体廃棄物の管理） 第1項 第2項～第3項	施設管理課 安全管理課	(変更なし) (変更なし)
第77条（放射性気体廃棄物の管理） 第1項 第2項～第3項	施設管理課 安全管理課	(変更なし) (変更なし)
第78条（放出管理用計測器の管理） 第1項、第3項→第1項 第2項→削除	安全管理課 安全管理課	安全管理課、設備保全課 (削除)
第79条（放出管理目標値を超えた場合の措置） 第1項 第2項	安全管理課 —	(変更なし) —
第80条（頻度の定義）	—	—
第80条の2（基本方針）	—	—
第81条（管理区域の設定） 第1項 第2項～第7項	— 安全管理課	— (変更なし)

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第8項	施設保全課、安全管理課	設備保全課、安全管理課
第82条（管理区域内における区域区分）	安全管理課	（変更なし）
第83条（管理区域内における特別措置）		
第1項	安全管理課	（変更なし）
第2項	各課	（変更なし）
第84条（管理区域への出入管理）		
第1項～第4項	安全管理課	（変更なし）
第5項	施設保安課、安全管理課	（変更なし）
第6項	安全管理課	（変更なし）
第7項	—	—
第85条（管理区域出入者の遵守事項）	安全管理課	（変更なし）
第86条（保全区域）		
第1項	—	—
第2項～第4項	施設保安課	（変更なし）
第87条（周辺監視区域）		
第1項	—	—
第2項～第3項	施設保安課	（変更なし）
第88条（放射線業務従事者の指定等）		
第1項～第2項	安全管理課	（変更なし）
第3項	管理課	（変更なし）
第89条（線量の評価）		
第1項	各課	（変更なし）
第2項～第3項	安全管理課	（変更なし）
第90条（線量の管理目標値）		
第1項	安全管理課	（変更なし）
第2項～第3項	各課	（変更なし）
第91条（管理区域内での作業）	各課	（変更なし）
第92条（床、壁等の除染）	各課	（変更なし）
第93条（線量当量率等の測定）	安全管理課	（変更なし）
第93条の2（平常時の環境放射線モニタリング）	—	—

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第94条（放射線計測器類の管理） 第1項、第3項→第1項 第2項	安全管理課 安全管理課	安全管理課、設備保全課 （削除）
第95条（防護具類の管理）	安全管理課	（変更なし）
第96条（管理区域外への移動） 第1項 第2項～第4項 第5項 第6項	安全管理課 各課 安全管理課 各課	（変更なし） （変更なし） （変更なし） （変更なし）
第97条（周辺監視区域外への持ち出し）	各課	（変更なし）
第98条（健康診断）	管理課	（変更なし）
第99条（就業上の措置等） 第1項 第2項	管理課 各課	（変更なし） （変更なし）
第100条（協力会社の放射線防護） 第1項 第2項	安全管理課 各課	（変更なし） （変更なし）
第101条（頻度の定義）	—	—
第103条（施設管理計画） 1.～2. 3.～6. 6.1 (1)～(3) (4) 6.2 (1)～(2) (3)	— 計画管理課 機械保全課、電気保全課、 燃料環境課、施設保全課、 安全管理課 品質保証課 機械保全課、電気保全課、 燃料環境課、施設保全課、 安全管理課 品質保証課、機械保全課、 電気保全課、燃料環境課、 施設保全課、安全管理課	— 設備保全課 設備保全課、安全管理課 （変更なし） 設備保全課、安全管理課 品質保証課、設備保全課、 安全管理課

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
(4)	機械保全課、電気保全課、	設備保全課、安全管理課
6.3	燃料環境課、施設保全課、	設備保全課、安全管理課
	安全管理課	
7.	機械保全課、電気保全課、	設備保全課、安全管理課
(1)	燃料環境課、施設保全課、	設備保全課、安全管理課
	安全管理課	
(2)	品質保証課、機械保全課、	品質保証課、設備保全課、
	電気保全課、燃料環境課、	安全管理課
	施設保全課、安全管理課	
(3)	関係課（機械保全課、電	関係課（設備保全課、安
	気保全課、燃料環境課、	安全管理課）
	施設保全課、安全管理課）	
(3)	関係課（品質保証課、機	関係課（品質保証課、設
	械保全課、電気保全課、	備保全課、安全管理課）
	燃料環境課、施設保全課、	
	安全管理課）	
8.		
(1)~(2)	機械保全課、電気保全課、	設備保全課、安全管理課
	燃料環境課、施設保全課、	
	安全管理課	
(3)	品質保証課	（変更なし）
9.	関係課（品質保証課、機	関係課（品質保証課、設
	械保全課、電気保全課、	備保全課、安全管理課、
	燃料環境課、施設保全課、	施設管理課）
	安全管理課、計画管理課、	
	施設管理課）	
10.	機械保全課、電気保全課、	設備保全課、安全管理課
	燃料環境課、施設保全課、	
	安全管理課	
2.	品質保証課	（変更なし）
11.	—	—
12.	関係課（機械保全課、電	関係課（設備保全課、安
	気保全課、燃料環境課、	安全管理課、施設管理課）
	施設保全課、安全管理課、	

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
13. 14.	施設管理課 品質保証課 機械保全課、電気保全課、 燃料環境課、施設保全課、 安全管理課	（変更なし） 設備保全課、安全管理課
第103条の4（設計管理） 第1項～第2項 第3項	関係課（機械保全課、電 気保全課、燃料環境課、 施設保全課、安全管理課） —	関係課（設備保全課、安 全管理課） —
第103条の5（作業管理） 第1項～第2項 第3項	関係課（機械保全課、電 気保全課、燃料環境課、 施設保全課、安全管理課） 関係課（機械保全課、電 気保全課、燃料環境課、 施設保全課、安全管理課、 施設管理課）	関係課（設備保全課、安 全管理課） 関係課（設備保全課、安 全管理課、施設管理課）
第103条の6（定期事業者検査 の実施） 第1項 第2項～第5項	— 品質保証課	— （変更なし）
第104条（非常事態の定義）	—	—
第105条（非常事態対策組織） 第1項 第2項	施設保安課 —	（変更なし） —
第106条（要員の確保）	施設保安課	（変更なし）
第106条の2（緊急作業従事者 の選定）	施設保安課	（変更なし）
第107条（器材の整備）	施設保安課、管理課、安 全管理課、機械保全課	施設保安課、管理課、安 全管理課、設備保全課
第108条（通報系統）	施設保安課	（変更なし）
第109条（非常時対処訓練） 第1項 第2項	— 施設保安課	— （変更なし）

保安規定条文	業務所掌課（変更前）	業務所掌課（変更後）
第3項	—	—
第110条（通報） 第1項 第2項～第3項	— 施設管理課	— （変更なし）
第111条（応急措置） 第1項 第2項	施設管理課 安全管理課	（変更なし） （変更なし）
第112条（非常事態の発令）	—	—
第113条（非常事態における活動）	—	—
第113条の2（緊急作業従事者の線量管理等）	—	—
第114条（非常事態の解除）	—	—
第115条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	—	—
第116条（所員への保安教育） 第1項 第2項 第3項～第4項 第5項	計画管理課 計画管理課、安全管理課、 施設管理課、燃料環境課 計画管理課 計画管理課、安全管理課、 施設管理課、燃料環境課	（変更なし） 計画管理課、安全管理課、 施設管理課 （変更なし） 計画管理課、安全管理課、 施設管理課
第117条（協力会社従業員への保安教育） 第1項 第2項 第3項	各課 安全管理課 安全管理課、燃料環境課、 施設管理課	（変更なし） （変更なし） 施設保安課、施設管理課
第118条（記録等） 第1項 第2項	各課 —	（変更なし） —
第119条（報告） 第1項 第2項	各課 —	（変更なし） —

廃止措置第 2 段階に向けた組織変更の目的について

令和 4 年 8 月 2 4 日

高速増殖原型炉もんじゅ

1. はじめに

高速増殖原型炉もんじゅでは、廃止措置第 2 段階以降の廃止措置作業を確実に進めるため、「廃止措置現場業務体制の強化」、「補修関係体制の統合」、「操作体制の一元化」、「計量管理、保障措置、しゃへい体等・燃料管理業務の一元化」の観点で組織体制の見直しを実施した。本資料では、組織体制の見直しに係る変更内容及び目的について説明する。

2. 変更内容及び目的

(1) 廃止措置現場業務体制の強化

① 変更内容

廃止措置計画課を廃止する。また、順次本格化する原子炉施設の廃止措置に係る工事、調査、研究及び開発に係る業務を担う技術実証課を新設する。

② 目的

「廃止措置計画課」は第 2 段階に向けての解体の検討を推進し、廃止措置の計画策定に関する業務を行ってきた。今般、第 2 段階に向けた廃止措置計画変更認可申請書を取りまとめ、認可に向けた取り組みに一定のめどが立ったため、第 2 段階からは、順次本格化するもんじゅ原子炉施設の廃止措置の現場業務（工事、調査、研究及び開発に係る業務）体制を強化すること目的として「技術実証課」を新設することとした。これにより、廃止措置の現場業務を推進していく。

(2) 補修関係体制の統合

① 変更内容

機械設備・電気設備・建屋等設備の施設管理業務を統合し、機械保全課、電気保全課、施設保全課を設備保全課に統合・再編する。また、保守の計画及び管理、保全計画の管理を計画管理課から設備保全課に移管する。

② 目的

これまで取り組んできた保全の合理化により、保全業務は減少傾向にあるが、当該見直しにより、今後、順次本格化する解体作業、廃棄物処理にさらに要員を振り分けて、廃止措置現場作業に取り組むとともに、施設管理業務も合理的に対応することができる。

また、今後、廃止措置の進捗に応じて、更に減少することから、先行して廃止措置を進めている「ふげん」を参考に、5 課の業務（機械保全課、電気保全課、施設保全課、燃料環境課の施設管理。計画管理課の保全計画。）を設備保全課に統合・再編することとした。なお、全体として実施する業務に変更はない。

(3) 操作体制の一元化

① 変更内容

燃料体取出し作業の終了に伴い、燃料環境課を廃止する。しゃへい体等取出し操作業務と廃棄物管理に係る業務は、施設管理課に統合し、燃料取扱設備や廃棄物処理設備等の施設管理は、設備保全課に統合する。

② 目的

第1段階の燃料体等の取出し作業は、原子燃料を取り扱うことから、万全を期すために燃料体等を操作する体制を編成して取組んできた。第2段階のしゃへい体等の取出し作業は、原子燃料を取り扱うものでもなく、放射性固体廃棄物の運搬作業と位置付けており、操作体制を一元化させることで、今後、順次本格化する解体作業、廃棄物処理にさらに要員を振り分けて、廃止措置現場作業に取り組むとともに、運転操作を施設管理課に一元化することが合理的である。なお、全体として実施する業務に変更はない。

(4) 計量管理、保障措置、しゃへい体等・燃料管理の一元化

① 変更内容

計量管理、保障措置、しゃへい体等・燃料管理（施設管理課長の所管業務を除く。）を一元的に実施するため、安全管理課のしゃへい体等・燃料管理業務を施設保安課に移管する。

② 目的

現在、安全管理課が実施している燃料管理業務は、第2段階においては、炉心及び炉外燃料貯蔵槽からの燃料の移動はないが、燃料池に貯蔵された燃料の在庫管理を引続き実施する必要がある。

一方、現在、施設保安課では計量管理・保障措置業務を実施しており、当該業務には安全管理課が実施している燃料管理記録を使用する。また、今後予定されている施設外への燃料移送についても施設保安課の担当であることから、これらの業務を統合し施設保安課が一元的に実施することで業務の合理化を図る。

なお、全体として実施する業務に変更はない。

以 上